

市議会令和5年第2回定例会

議案及び議案資料

議案第4号・議案第5号

(第2集)

柏市

目 次

議案第 4 号	工事の請負契約の締結について（柏市立西原 小学校校舎長寿命化改良工事（建築工事））	1
議案第 4 号資料	柏市立西原小学校校舎長寿命化改良工事（建 築工事）関係	3
議案第 5 号	訴えの提起について	2 3
議案第 5 号資料	訴えの提起関係	2 5

工事の請負契約の締結について

柏市立西原小学校校舎長寿命化改良工事（建築工事）について、
次のとおり請負契約を締結する。

令和 5 年 6 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

柏市立西原小学校校舎の長寿命化改良工事を行いたいので提案する。

- 1 名称
柏市立西原小学校校舎長寿命化改良工事（建築工事）
- 2 場所
柏市西原四丁目17番1号
- 3 概要
校舎棟の改修工事，階段室棟及び渡り廊下等の増築工事，渡り廊下の解体工事並びに外構工事
- 4 契約の方法
制限付一般競争入札
- 5 契約金額
1,562,000,000円
- 6 契約の相手方
小倉・広島特定建設工事共同企業体
構成員 柏市若柴162番地1
（代表者）小倉建設株式会社
代表取締役 小倉 宏 庸
構成員 柏市豊四季1004番地
広島建設株式会社
代表取締役 島 田 秀 貴

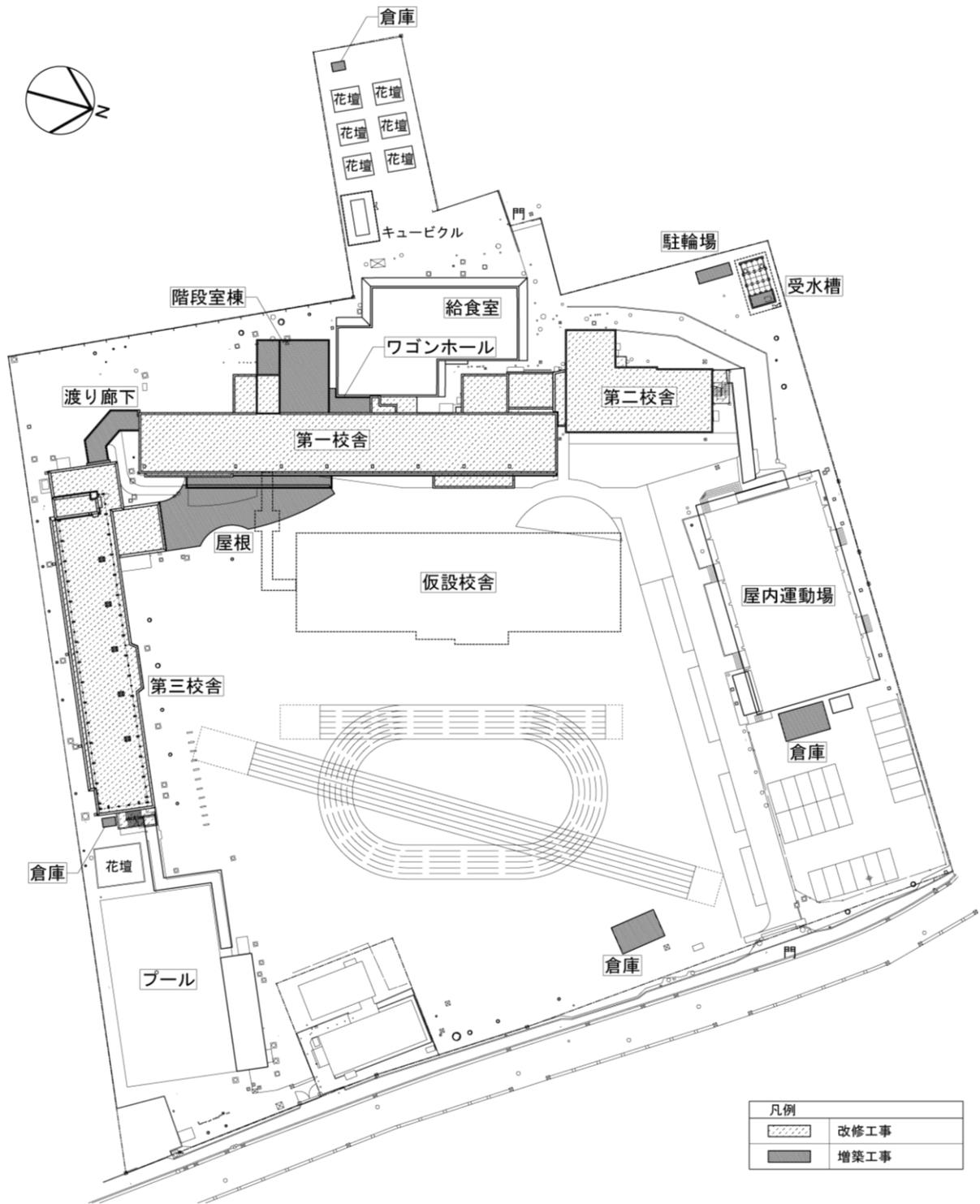
議案第4号資料

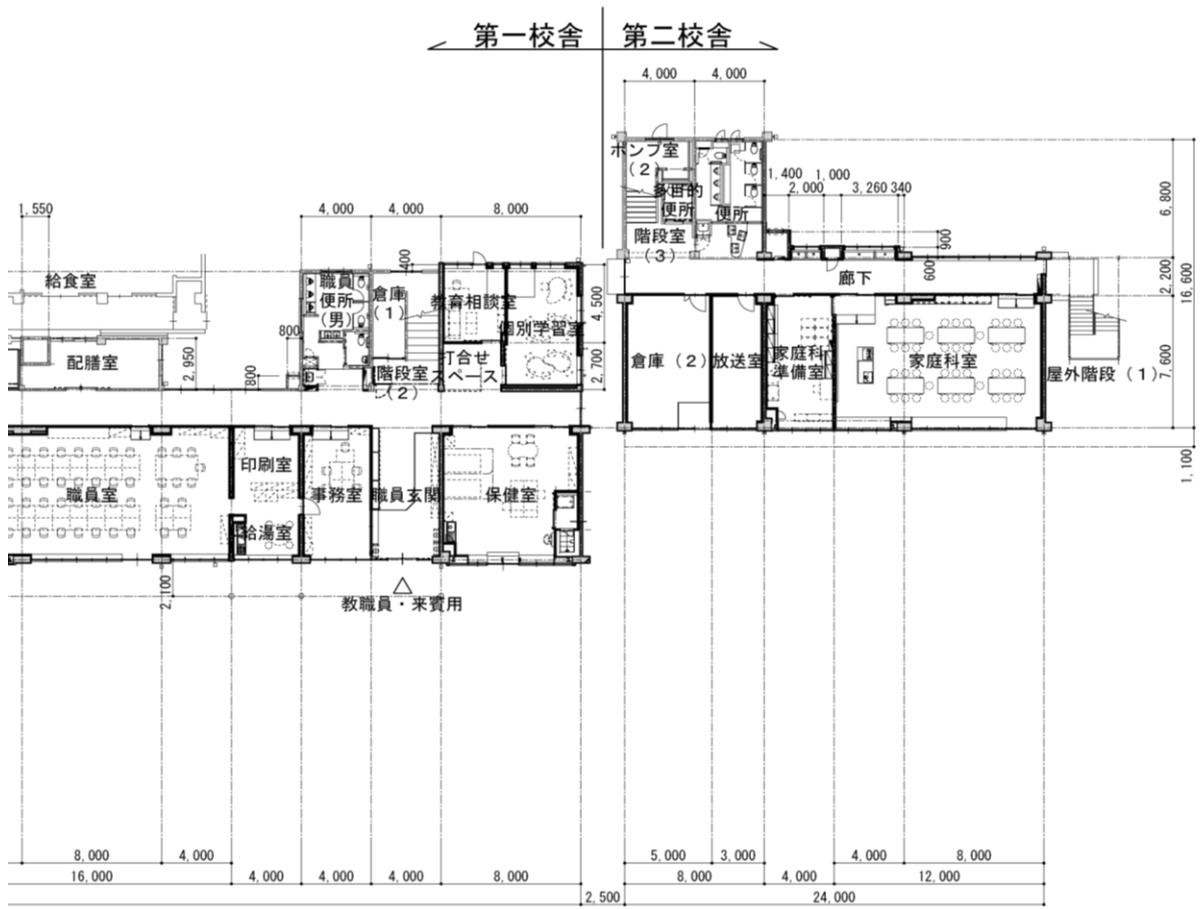
柏市立西原小学校校舎長寿命化改良工事（建築工事）
関係

案内図



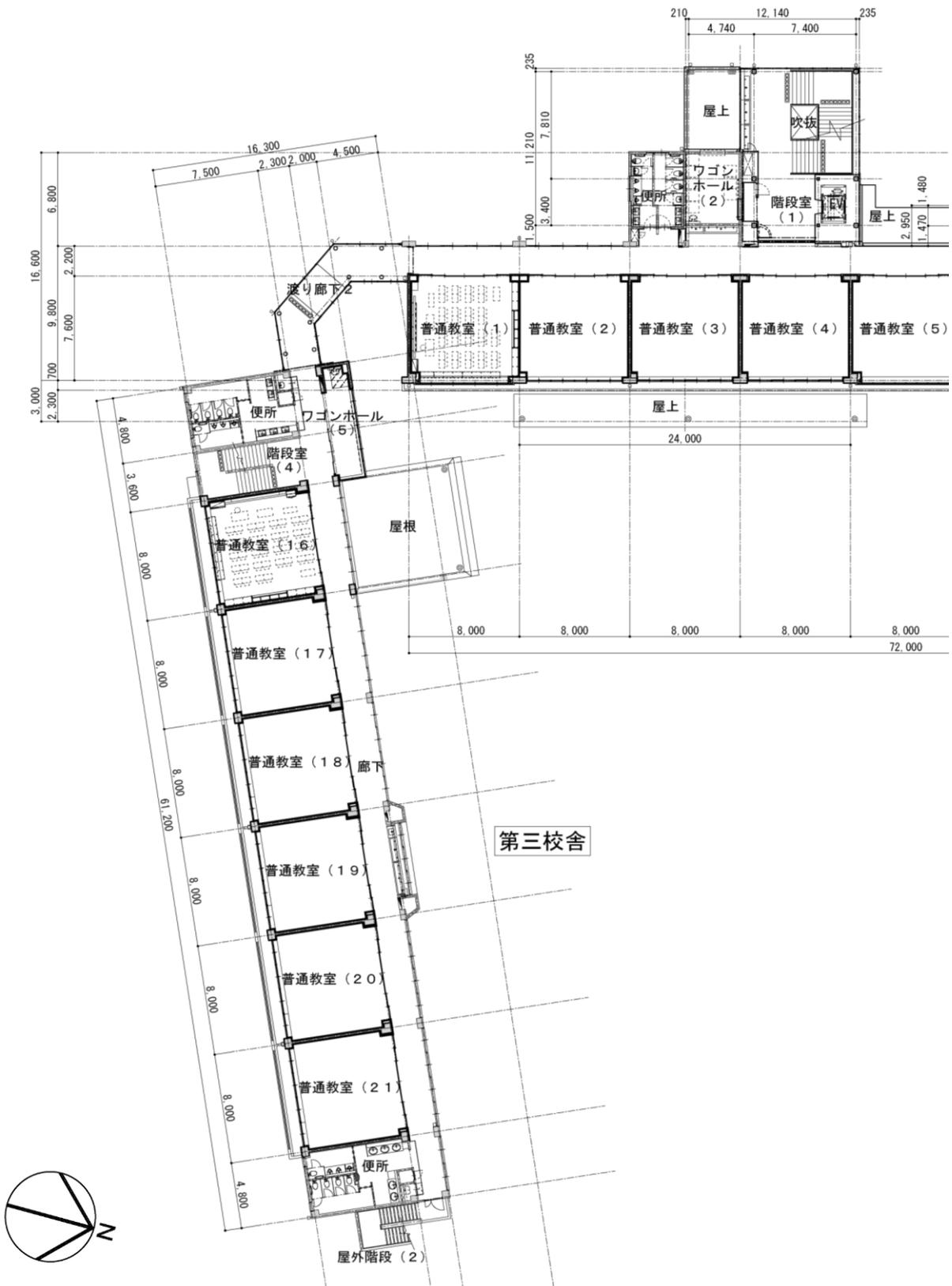
配置図

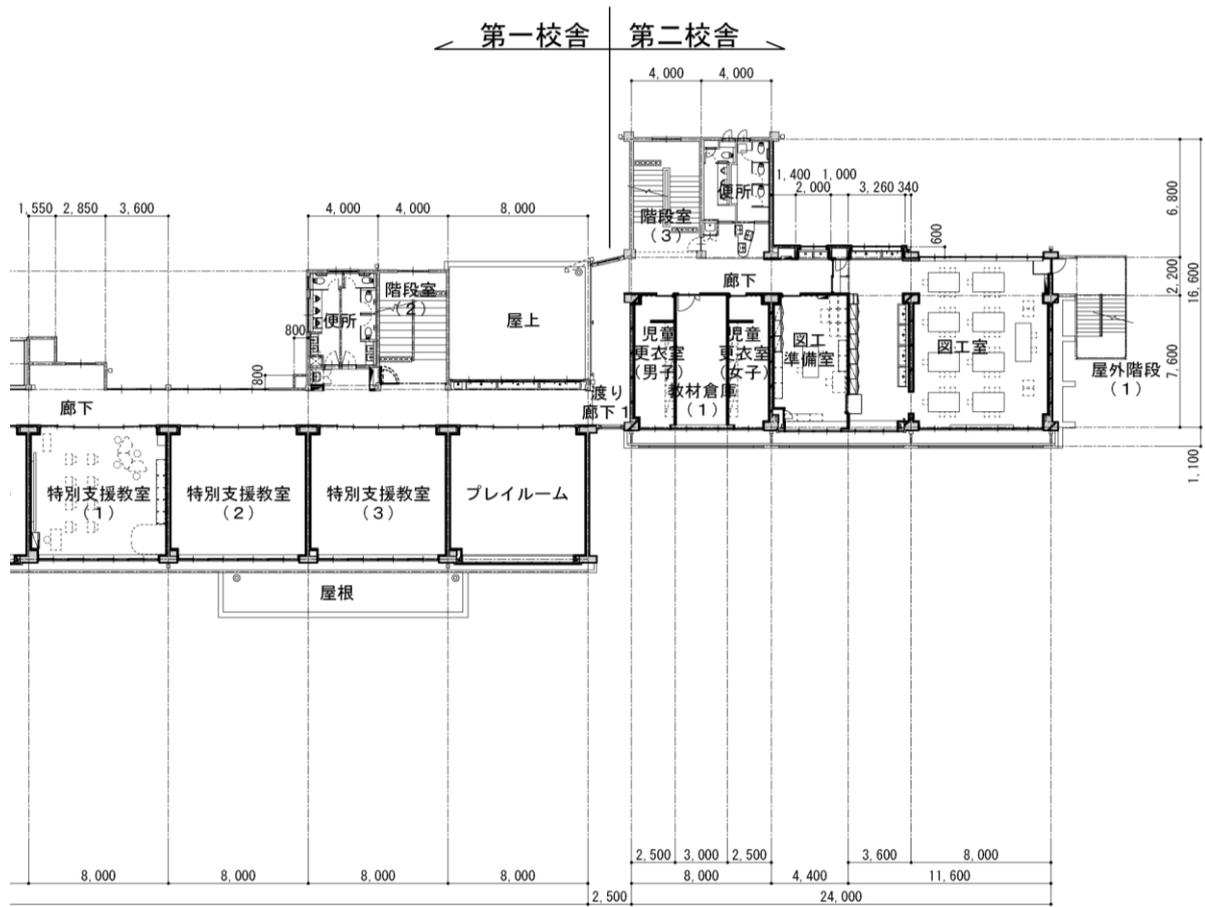




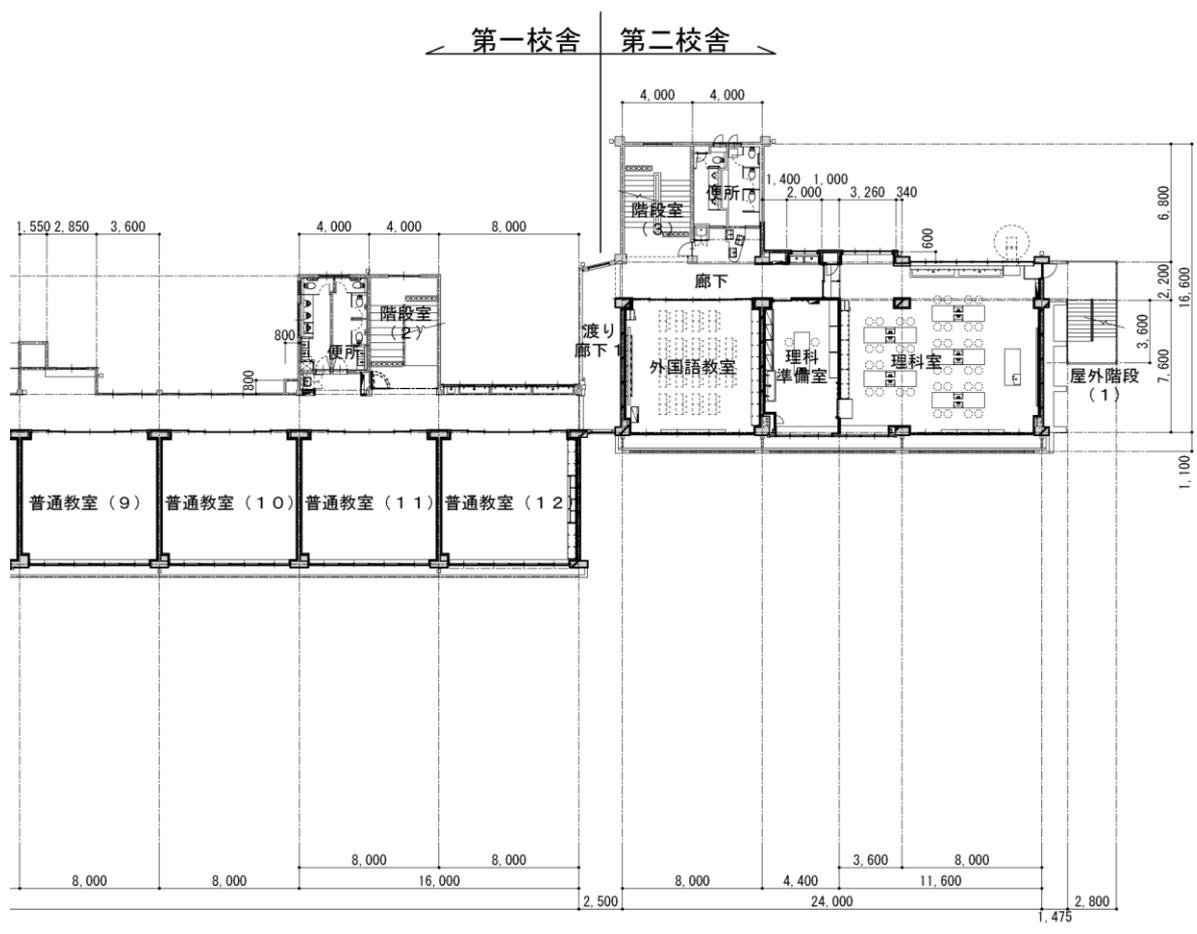
単位 mm

2階平面図



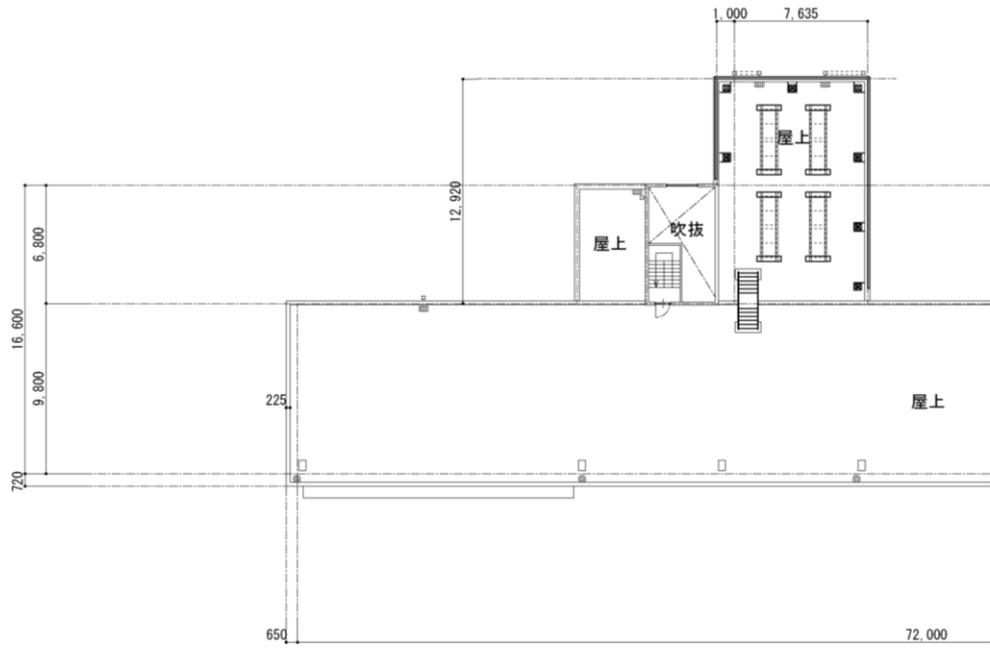


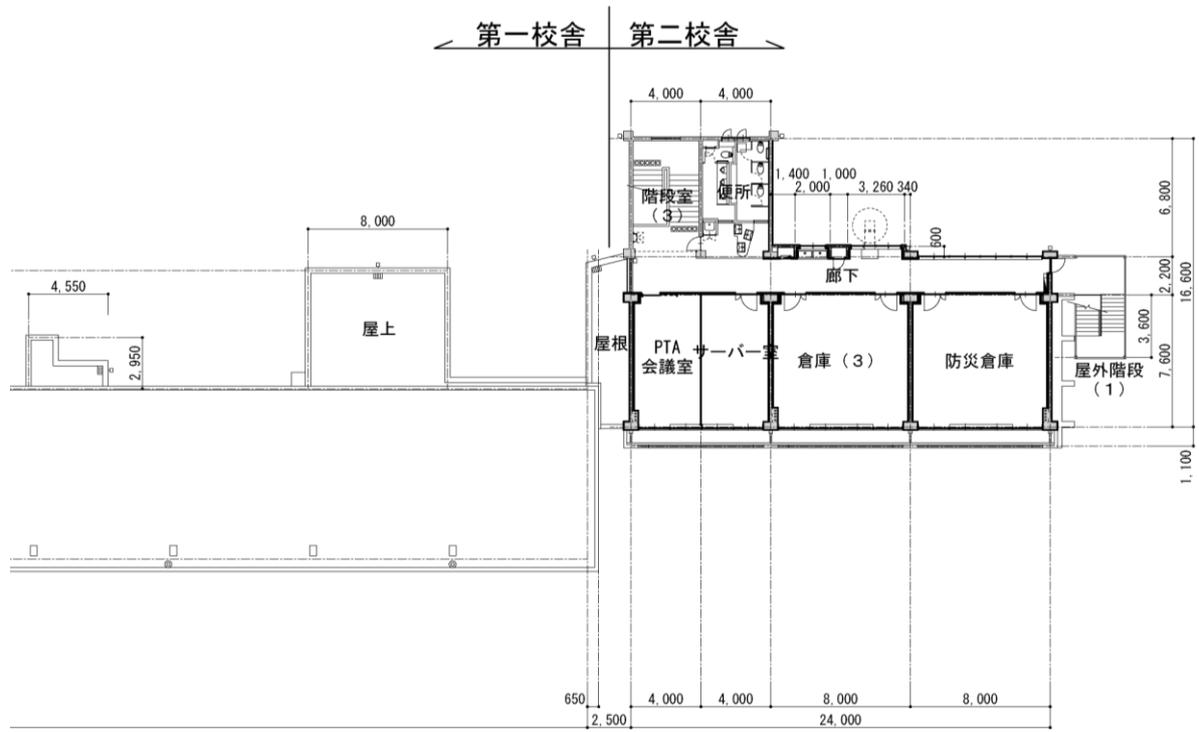
単位 mm



単位 mm

4 階平面図

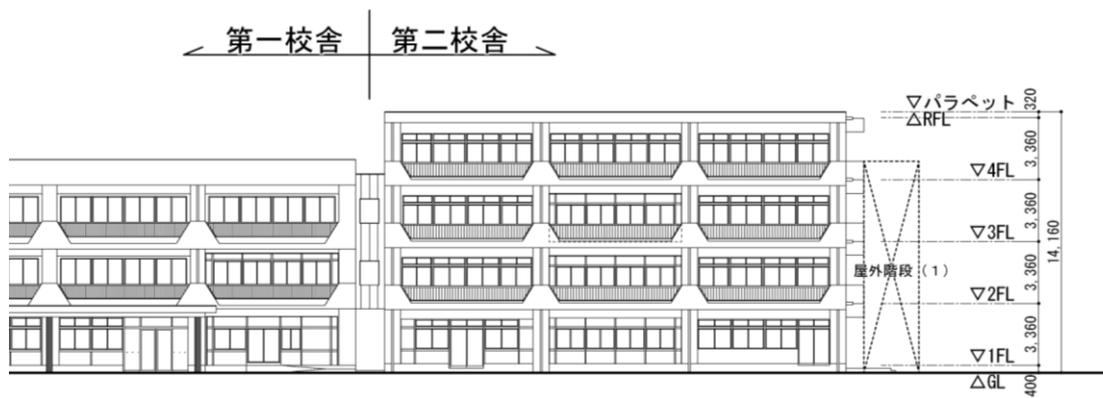




単位 mm

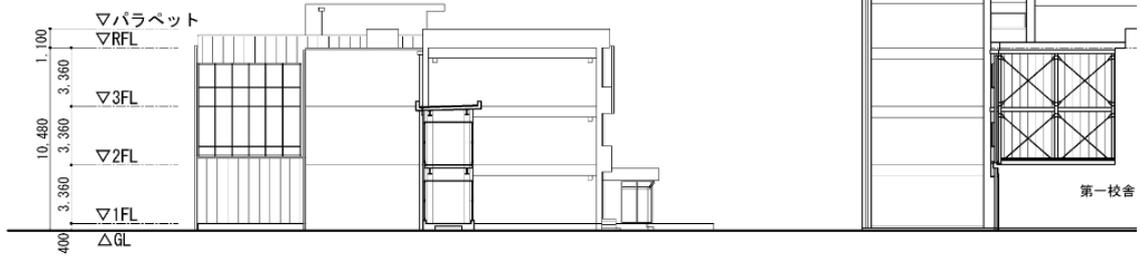
立面図①





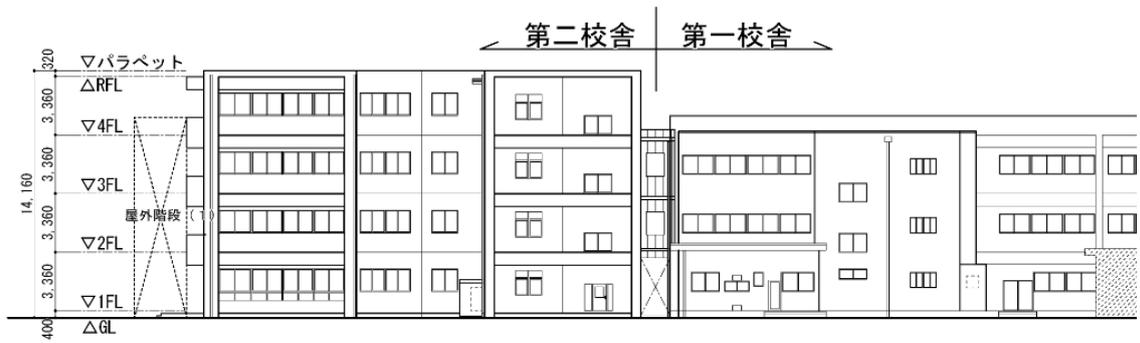
単位 mm

立面图②

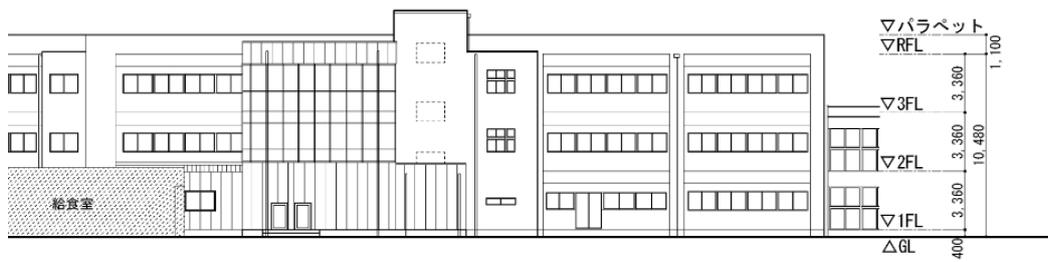
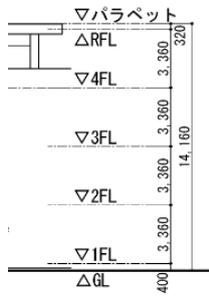


第一校舎 南立面图

第二校舎 南立面图

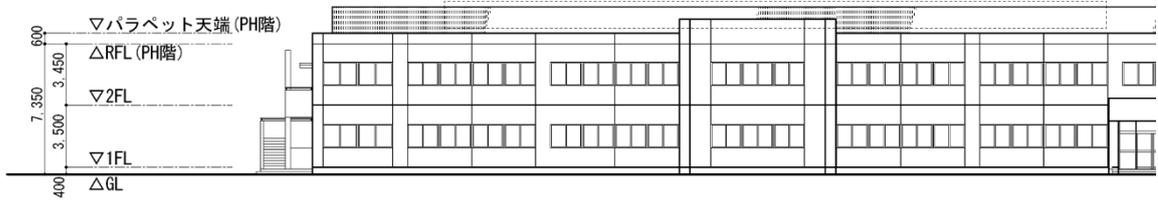


西立面图

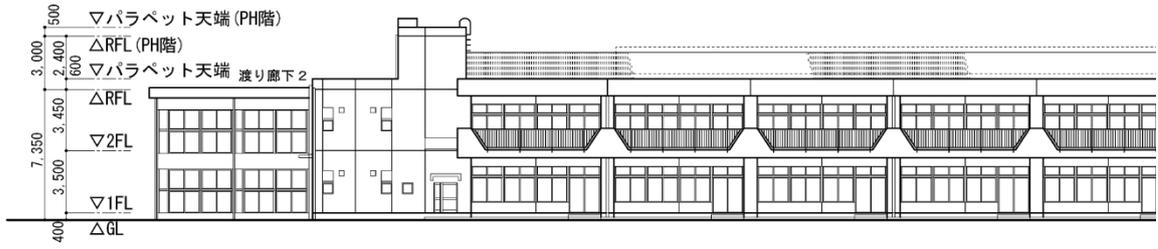


単位 mm

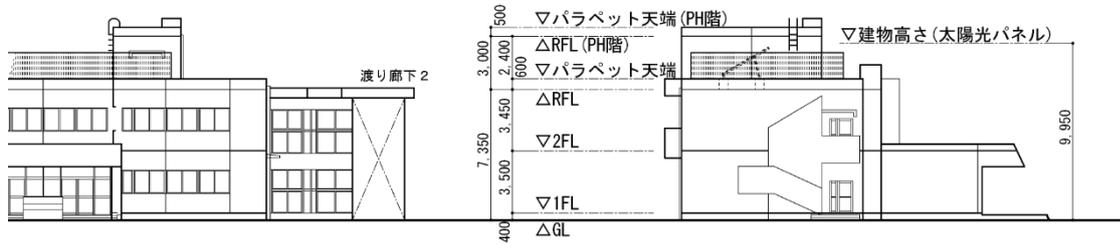
立面図③



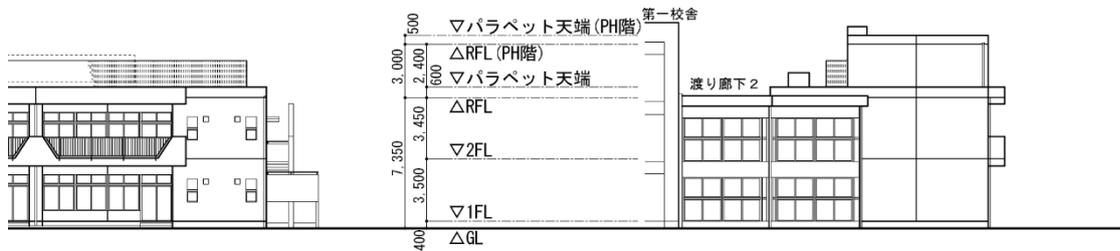
第三校舎 北立面図



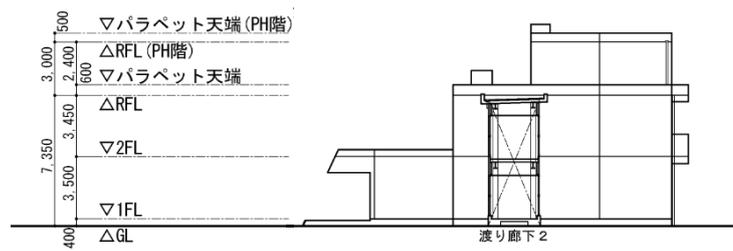
第三校舎 南立面図



第三校舎 東立面図



第三校舎 西立面図 1



第三校舎 西立面図 2

単位 mm

契約の経過

件名 柏市立西原小学校校舎長寿命化改良工事（建築工事）

- | | | | | |
|---|----------|----|----|---------|
| 1 | 公告 | 令和 | 5年 | 3月15日 |
| 2 | 申請期間 | 令和 | 5年 | 3月16日から |
| | | 令和 | 5年 | 3月28日まで |
| 3 | 資格確認通知 | 令和 | 5年 | 3月31日 |
| 4 | 設計図書閲覧期間 | 令和 | 5年 | 3月15日から |
| | | 令和 | 5年 | 4月16日まで |
| 5 | 開札 | 令和 | 5年 | 4月17日 |
| 6 | 入札の状況 | | | |

（単位 千円）

入札	第1回	結果
入札業者名		
小倉・広島特定建設工事 共同企業体	<u>1,420,000</u>	落札

契約金額は，入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。

- | | | | | |
|---|-----|----|----|-------|
| 7 | 仮契約 | 令和 | 5年 | 4月24日 |
|---|-----|----|----|-------|

工事請負入札参加業者調書

調査事項	業者名
	小倉建設(株)
代表者氏名	小 倉 宏 庸
所在地 (本店又は主たる営業所)	柏市若柴162番地1
建設業許可番号	知事(特-3)第9852号
総合評定値 (建築一式工事)	1,023点
年間平均完成工事高	1,838,177千円
営業年数	51年
資本金	21,000千円
主な実績	柏市立土小学校校舎長寿命化改良工事(建築工事)[柏市]

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

令和 5 年 6 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

介護給付費及び訓練等給付費の不当利得返還金の請求に係る訴えを提起したいので提案する。

1 訴えの相手方

柏市南柏二丁目4番21号樋口ビル2階
特定非営利活動法人自立生活センターK2
理事 上原 一夫

2 請求の趣旨

(1) 相手方は、本市に対し、介護給付費及び訓練等給付費に係る不当利得返還金24,232,566円（訴訟の期日までに相手方の支払の状況によって金額が減額となったときは、その減額後の額）及びこれに対する令和3年3月18日から支払済まで年3パーセントの割合による金員を支払え。

(2) 相手方は、本市に対し、既払金に対して金額が確定した利息85,920円（訴訟の期日までに相手方の支払の状況によって金額が増額又は減額となったときは、その増額又は減額後の額）を支払え。

(3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

との判決並びに第1号及び第2号について仮執行の宣言を求める。

議案第 5 号資料

訴えの提起関係

1 訴えの概要及び理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 29 条第 4 項の規定により本市が相手方に支払った介護給付費及び訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）について、相手方が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（以下「報酬告示」という。）及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（以下「関係告示」という。）に基づく減算をせずに本市に請求をしていたことが判明したため、本市が相手方に支払った金額と報酬告示及び関係告示に基づく減算をした後の金額との差額に係る民法第 703 条に規定する不当利得返還金並びに同法第 704 条に規定する利息の支払を求める訴えを提起しようとするもの

2 事件の概要

- (1) 相手方は、市内の事業所において生活介護及び就労継続支援 B 型の障害福祉サービスを提供する指定障害福祉サービス事業者である。
- (2) 相手方は、本市が介護給付費等の審査及び支払を委託している国民健康保険団体連合会に対し、平成 31 年 2 月から令和 3 年 2 月までに提供した障害福祉サービスについて、法第 29 条第 1 項、第 4 項及び第 7 項の規定により、介護給付費等として合計 57,218,348 円を請求し、その全額を受領した。
- (3) 令和 3 年 2 月 19 日及び同年 3 月 17 日、相手方から、前号の期間において、生活介護計画及び就労継続支援 B 型計画が未作成であった旨及び看護職員の未配置の期間があった旨の申告があった。かかる未作成及び未配置が継続していたことは、報酬告示及び関係告示において、それぞれ介護給付費等

の減算の対象である。

- (4) 報酬告示及び関係告示に基づき適切な減算をした金額は 31,433,907 円であり，かかる金額を 57,218,348 円から控除した 25,784,441 円（以下「本件過払金」という。）については，法律上の原因がない利得として，相手方が本市に対し，民法第 703 条の規定により返還する義務を負う。なお，本件過払金の額については，本市と相手方との間で争いが無い。
- (5) 本件過払金の返還につき，相手方が履行期間を 10 年とする分割払を主張したため，本市は，柏市財務規則第 288 条に履行期限の延長は 5 年を限度と定められていること及び同規則第 289 条第 1 項の規定により担保（保証人を含む。）の提供が必要であることを相手方に再三説明したが，相手方はこれに応じず，さらに，本件過払金に対する利息の支払にも応じなかった。
- (6) 令和 5 年 1 月から 4 月までの間に，相手方からの一部弁済の申出により合計 1,551,875 円の支払があった。
- (7) 令和 5 年 4 月末日現在の未払額は，本件過払金から前号の既払金を控除した 24,232,566 円及びこれに対する令和 3 年 3 月 18 日から支払済まで年 3 パーセントの割合による利息並びに同号の既払金に対して金額が確定した利息 85,920 円である。

